滋賀県子どもの心の診療ができる医師養成事業費補助金	30,000	—	502	—	—	29,497	
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金	20,925	—	—	—	—	20,925	
科学技術人材育成費補助金	13,870	—	62	—	—	13,807	
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	10,808	—	—	—	—	10,808	
遠隔病理診断体制整備事業費補助金	9,974	—	5,451	—	—	4,522	
認知行動療法研修事業費補助金	3,043	—	—	—	—	3,043	
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	1,237	—	706	—	—	530	
滋賀県新人看護職員研修補助金	1,004	—	—	—	—	1,004	
滋賀県救急医療確保支援事業補助金	1,000	—	—	—	—	1,000	
滋賀県地域医療再生事業補助金	430	—	—	—	—	430	
チーム医療推進事業委託費	360	—	—	—	—	360	
緊急被ばく医療人材育成支援補助金	100	—	—	—	—	100	
合計	331,186	—	50,909	—	—	280,277	

⑭　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(78,068) 78,068	(6) 6	(—) —	(—) —
	非常勤	1,592	1	—	—
	計	(78,068) 79,661	(6) 7	(—) —	(—) —
教職員	常勤	(5,206,919) 7,442,934	(757) 1,213	(629,589) 660,271	(74) 129
	非常勤	2,057,566	808	23,562	304
	計	(5,206,919) 9,500,500	(757) 2,021	(629,589) 683,834	(74) 433
合計	常勤	(5,284,988) 7,521,002	(763) 1,219	(629,589) 660,271	(74) 129
	非常勤	2,059,159	809	23,562	304
	計	(5,284,988) 9,580,162	(763) 2,028	(629,589) 683,834	(74) 433

㈱１．役員に対する報酬等については、「国立大学法人滋賀医科大学役員給与規程」等に定められた支給基準等に基づき支給している。教職員に対する給与及び退職手当については、「国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程」及び「国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程」に基づき支給している。

２．支給人員については、年間平均支給人員による。

３．「常勤教職員」とは、本学が雇用している常勤教職員のうち受託研究費等により雇用する者を除いた教職員のことであり、「非常勤教職員」とは、常勤教職員および受託研究費等により雇用されている者ならびに派遣契約職員を除いた教職員のことである。

４．上段（　）書きは、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者について（平成16年６月３日付け16文科人第84号）」における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」に対する支給額であり、内数である。

５．法定福利費（社会保険料等事業主負担分）を除く。

⑮　開示すべきセグメント情報　（単位：千円）

区分	大学	附属病院	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費	5,287,859	20,935,641	26,223,501	—	26,223,501
教育経費	461,022	60,464	521,487	—	521,487
研究経費	852,230	92,613	944,844	—	944,844
診療経費	—	12,463,415	12,463,415	—	12,463,415
教育研究支援経費	184,951	—	184,951	—	184,951
受託研究費	420,790	130,839	551,630	—	551,630
受託事業費	746	30,838	31,585	—	31,585
人件費	3,368,117	8,157,470	11,525,587	—	11,525,587